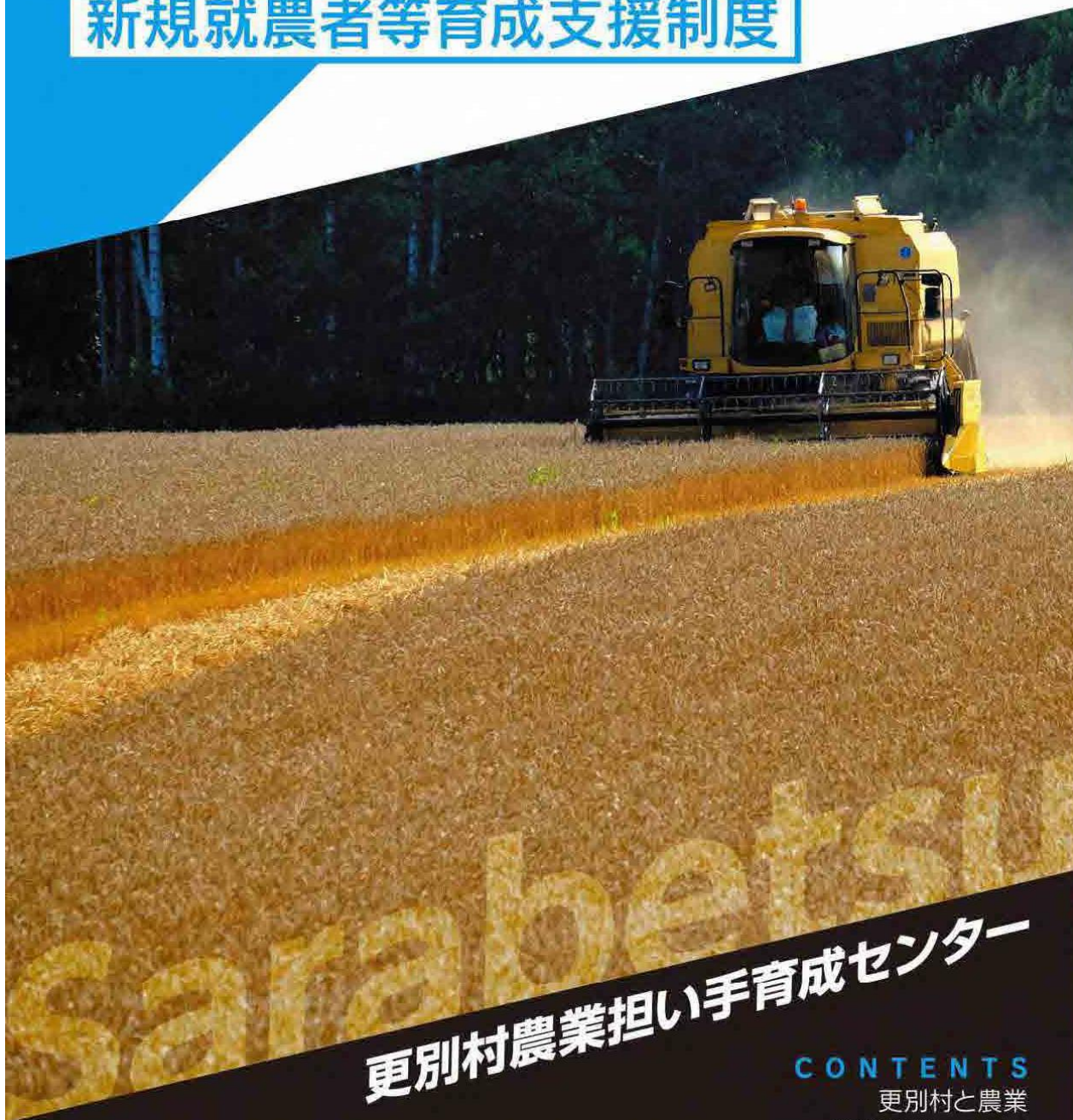


更別村

新規就農者等育成支援制度



更別村農業担い手育成センター

CONTENTS

- 更別村と農業
- 農業経営について
- 研修制度
- 就農までの流れ
- 就農を支援するさまざまな仕組み
- 就農支援設備一覧
- 相談窓口

更別村と農業

農と共に生きる

農業は自然と向き合い、地域と向き合う職業です。雨の日も風の日も寒い日も暑い日も作業をしなければいけないことがあります。時季によっては、朝から夜遅くまで作業をすることもあります。ただし、農業経営者であれば自分の都合に合わせた計画を立てることができます。

また、自分ひとりで農業をすることは困難です。家族や地域の人の協力がなければ仕事としてやっていくことはできません。

独立して就農する場合、農業技術や農機具、農地、住居、生活など様々なものを準備する必要があります。更別村には、それらをサポートし、支えてくれるベテラン農業者、村・JA等関係職員が沢山います。

是非、農業をやってみたい!という方をお待ちしております。

更別村と農業の概要

更別村は北海道、十勝地方の南部にあります。十勝の母都市である帯広市から南へ35kmの地点にあります。日本の食料基地である十勝。そんな十勝の中にある更別村は、総面積の70%が耕地の代表的な農業地帯です。畑作は、じゃがいも・小麦・豆類・ビートの畑作4品に加え、スイートコーン・キャベツなどの野菜も栽培。輪作体系が整えられています。畜産も盛んで、平成29年の十勝畜産統計調査では乳用牛は4,839頭が飼養され、肉用牛も、黒毛和牛を中心に約1,600頭を飼養。耕種と畜産を合わせた農業産出額は、年間約100億円に及んでいます。更別農業の特色は、日高山脈のふもとに広がる平坦な耕地を基盤とした大規模機械化農業です。その一端を垣間見るのが、1戸当たり4台超を誇る日本有数のトラクター所有台数。また、より安全・より安心な農畜産物の生産を目指して土づくりや減農薬を積極的に進めるとともに、環境にやさしいクリーンな農業も推進しています。

また、更別村は村内7ヶ所に基地局(PTK-GPS受信機)を設置し、トラクターに装着するGPSガイダンス+自動操舵システムを全道でいち早く導入。現在、村内約60%の農家が利用しており今後も普及拡大する予定です。平成30年度には国の農林水産業IoT推進研究拠点として「スマート一次産業イノベーション特区」の指定を受けて「ロボットトラクター(無人)の実装試験」等を実施する予定です。



更別村の農業



<平成29年度 JAさらべつ総会資料より>



農業経営について

やりたい農業経営のイメージづくり

一概に農業と言っても、稲作、野菜、花卉、畜産など作目の幅が広く、露地栽培や施設栽培などもあり、さらには、慣行農法や有機農法など考え方によって経営モデルや労働配分など様々です。

まずは自分がやりたい農業のイメージを固め、窓口での相談などを通じて、具体化し、営農計画を作成しましょう。

営農類型

1戸当たりの経営面積は47ha
十勝管内1位*の広さ

※更別村農業振興計画より



単位千円

	対象品目	経営規模	人数	農業粗収入	農業所得
畑作	小麦・大豆・小豆・菜豆・食用	30ha	2	30,625	5,982
	馬鈴薯・加工馬鈴薯・澱原用	40ha	2.6	38,323	8,595
	馬鈴薯・甜菜・キャベツなど	50ha	2.6	44,712	10,184
酪農	乳用経産牛	40頭	2	30,270	7,781
		60頭	2.2	41,865	10,106
		80頭	2.3	84,904	13,117
畜産(肉牛)	繁殖牛	60頭	2	21,502	4,361
		80頭	2.4	36,185	16,644

農業を始めるのに必要な5つのポイント

1 技術やノウハウの習得

さらべつ担い手センターでは、研修制度を設けており、農業経営に必要なノウハウや作物ごとにおける栽培技術の習得などを体験・実践研修・座学を通して完全サポートしております。

2 資金の確保

JAさらべつでは、営農に係る資金の融資や公的な融資制度のご紹介もしております。

3 農地の確保

認定農業者となった場合、農業委員会の許可制で農地を取得することができます。農地は農地中間管理機構の利用等で取得支援を受けることができます。

4 機械や施設の確保

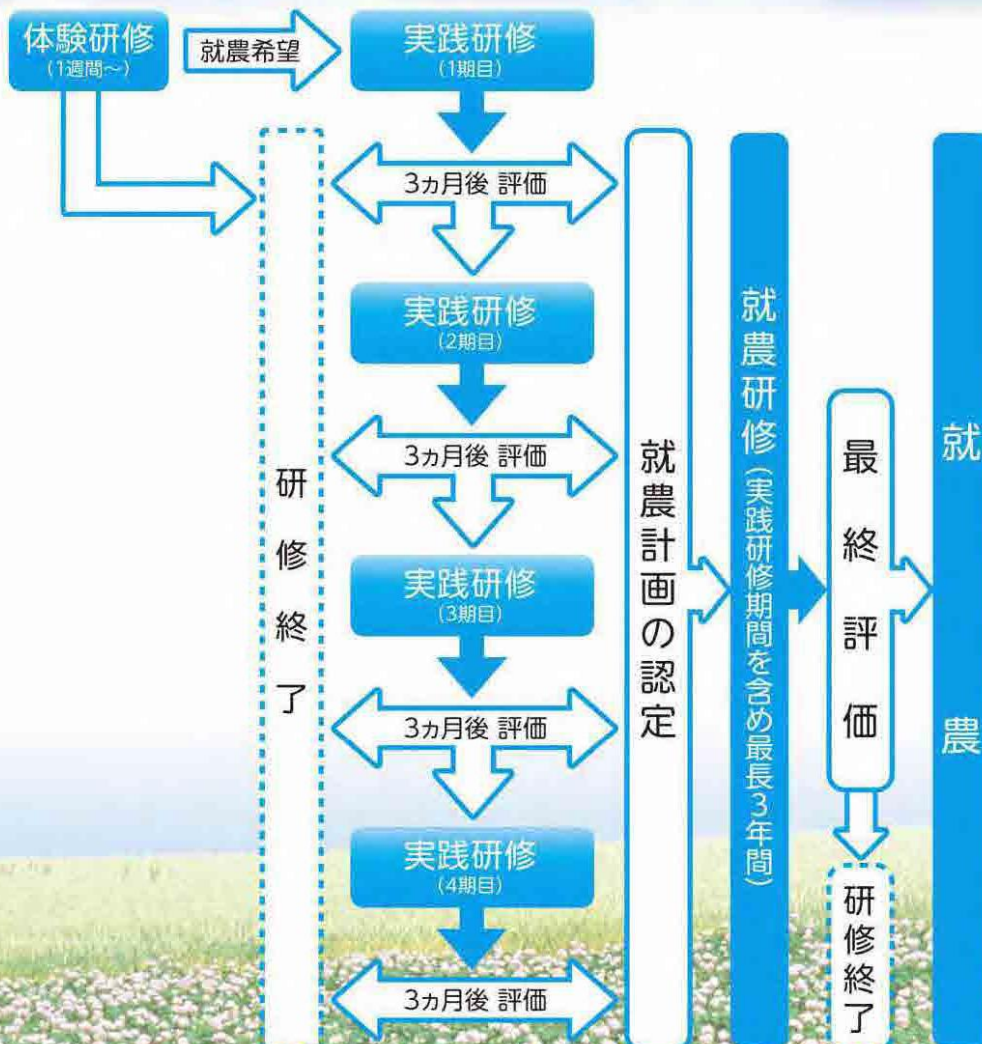
必要最小規模から始め、新規で農機具を買うためのご紹介や、中古品やリースの借り受け等のサポートなどもしております。

5 住宅等の確保

関係機関・団体を通じて地元の人たちの協力の元、借りることができます。

研修制度

これから農業を志す人に
さらべつ村担い手センターが
完全サポートいたします。



就農までの流れ

まずは、体験研修を1週間受けていただきます。その後興味をお持ちになられたら、実践研修へと進みます。実践研修では、1期を3ヶ月とし、研修を受けていただきます。その後、一定以上の評価を受けた方は就農計画の認定へと進みます。評価をもらえなかった場合は、最大4期まで継続して実践研修を受けることができます。また、就農計画を認定された方は、就農研修へと進みます。就農研修は1期を1年とし、より実践的な就農プログラムを受けていただきます。そして1期ごとに最終評価を行い認定されれば認定新規就農者となります。

カリキュラム



体験研修 実践研修

農作業体験研修
農家研修
外部組織先研修
講座Ⅰ(農作物栽培・家畜飼養技術について)
講座Ⅰ(農業経営管理について)
講座Ⅰ(土壌・肥料・農薬について)
講座Ⅰ(販売・流通について)
講座Ⅰ(農業機械の構造と機能・点検整備について)
講座Ⅰ(JA組織と概要について)
農家研修
講座Ⅱ(農作物栽培・家畜飼養技術について)
講座Ⅱ(農業経営管理について)
講座Ⅱ(土壌・肥料・農薬について)
講座Ⅱ(販売・流通について)
講座Ⅱ(農業機械の構造と機能・点検整備について)
講座Ⅱ(JA組織と概要について)

就農研修

※講座については座学です。北海道立農業大学校の一般研修を利用する予定です。

① 体験研修

- 1 対象者 20歳以上(学生可)
- 2 受入期間 1週間単位(更新可)
- 3 申込み 体験研修申込書を提出
- 4 助成 研修生は助成なし(作業服、長靴の貸与あり)
- 5 宿泊先 担い手センター
- 6 その他 レンタカー貸与

② 実践研修

- 1 対象者 体験研修修了者で就農を希望する者(体験研修の免除あり)
- 2 受入期間 1期3ヶ月、最長4期(1年)
- 3 申込み 実践研修申込書を提出
- 4 助成 研修生:月額12万円(世帯持ち:15万円)+ガソリン代
- 5 宿泊先 担い手センター
- 6 その他 レンタカーを貸与(私用のガソリンは助成対象外)

③ 就農研修

- 1 対象者 実践研修修了者で就農計画の認定をうけた者
- 2 受入期間 実践研修期間を含め最長3年
- 3 申込み 就農研修申込書及び就農計画書を提出
- 4 助成 研修生は助成なし(受入農家が賃金支給)
- 5 その他 レンタカーを貸与

就農を支援するさまざまな仕組み

青年等就農計画制度【窓口：担い手センター】

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

対象者…ア) 青年(原則18歳以上45歳未満)

イ) 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)

ウ) 上記の者が役員のおおむね半数を占める法人

認定新規就農者になるには「青年等就農計画」を提出し、市町村長の認定を受けなければなりません。計画書の作成にあたっては地域関係機関(市町村・JA・農業委員会・普及センター等)からの指導・助言が必要です。

農業次世代人材投資資金(経営開始型)【窓口：担い手センター】

就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。(年間最大150万円、最長5年間)

対象者(以下の要件を満たすことが条件)

① 認定新規就農者

② 原則として45歳未満で独立・自営就農する方

③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けされている方(見込み可)、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている方

④ 就農後の総所得(本資金以外)が350万円未満の方

農業次世代人材投資資金(準備型)【窓口：担い手センター】

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付します。(年間150万円、最長2年間)

対象者…道府県農業大学校や道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方

要件…① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方

② 道府県が認める研修機関でおおむね1年以上研修する方

③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれの方

・独立・自営就農し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になる方

・農業法人に雇用されて就農する方

・親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方

青年等就農資金【相談窓口：JA(日本政策金融公庫)】

青年等就農計画に即して農業経営を開始するために行う機械・施設の購入等に必要資金を無利子で貸し付けます。

対象者…認定新規就農者

借入限度額…3,700万円

貸付利率…無利子

償還期限…12年以内

据置機関…5年以内

担保等…実質無担保・無保証人

スーパーL資金(長期低利融資)【相談窓口：JA(日本政策金融公庫)】

認定農業者が、規模拡大などの経営改善のために農地・機械・施設を購入場合の必要な資金を長期低利で貸し付けます。

対象者…認定農業者

借入限度額…個人3億円

貸付利率…0.2~0.3%(借入時期・機関により変動)

償還期限…25年以内

据置機関…10年以内

担保等…別途

農業経営基盤強化準備金制度【相談窓口：JA(地域農政事務所)】

青年等就農計画等に従って、対象となる経営所得安定対策等交付金を同準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を必要経費に算入できます。積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農地や機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

対象者…認定新規就農者、認定農業者

対象となる資産…農地・農業用の建物・機械等(トラック・リフト、中古品対象外)

経営体育成支援事業(国の補助事業)【相談窓口：JA(地域農業再生協議会)】

借入をして農業用機械・施設の導入等を行う際、融資残について補助金します。

対象者…人・農地プランに位置付けられた中心経営体

農地中間管理機構から賃借権の設定を受けた者

補助率…事業費の3/10以内

認定新規就農者は、予算配分決定の配分基準ポイントが加点されます。

農業保険 収入保険

平成31年1月からスタートする収入保険では、すべての農作物を対象(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除く)に、自然災害だけでなく、価格低下などを含めた収入減少の一部(基準収入の9割を下回った額の最大9割)を補填します。

農業保険 農業共済

自然災害により作物の収穫量が減少した場合、園芸施設に損害が生じた場合、家畜が死亡したり、診療を受けた場合等に共済金を支払います。

農作物共済…小麦

畑作物共済…馬鈴しょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜

家畜共済…乳牛、肉牛、馬、豚

研修支援設備一覧

センター研修施設



計画中

※写真はイメージです



通勤用・レンタカー スズキ アルト(イメージ)

体験研修生用宿泊施設



地域創造複合施設内

エコノミールーム ツイン



ドミトリールーム6人部屋(女性専用あり)

実践研修生用宿泊施設



名称:ベーシックⅡ
全8室(LDK、洋間1、バス、トイレ)
駐車場:1台可
設備:給湯(電気)、暖房(電気)、IHコンロ、照明
器具、洗面台、ウォッシュレット、物置等
近隣施設:セブンイレブン更別店



相談窓口

更別村農業担い手育成センター 担当者:役場(小本)、JA(大野)

更別村役場 産業課

TEL 0155-52-2115

FAX 0155-52-2812

メールアドレス sangyou@sarabetsu.jp

JAさらべつ 経営相談課

TEL 0155-52-2375

FAX 0155-52-3264

メールアドレス katsu@ja-sara.nokyoren.or.jp



飛行機

羽田空港-とちか帯広空港 <1時間30分>
(JAL 4往復/AIR DO 3往復)

JR

札幌駅-帯広駅(JR石勝線・根室本線) <約2時間30分>
釧路駅-帯広駅(JR根室本線) <約1時間30分>

バス

帯広-更別村(十勝バス) <70分>

自動車

帯広-更別村(国道236号) <40分>
とちか帯広空港-更別村 <10分>



どんちゃん